

国民保護に関する深谷市計画 資料編

平成19年3月
深谷市

目 次

1 . 関係機関	
1 各機関の担当部署、連絡方法、主な措置等	1
市町村・県	1
消防	7
指定行政機関	9
指定地方行政機関等	11
指定公共機関	15
指定地方公共機関	17
2 . 避難	
1 避難施設	19
3 . 救援	
1 防災倉庫の備蓄状況	21
2 県内の災害拠点病院・救急救命センター・感染症指定医療機関一覧	22
3 県内に所在する血液センター一覧	22
4 救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号）	23
5 近隣火葬場一覧	27
6 公用令書の様式	28
収用	28
保管	28
使用	29
取消	29
公用令書文書台帳	30
7 安否情報関係様式	31
安否情報収集様式（避難・負傷住民）	31
安否情報収集書様式（死亡住民）	32
安否情報報告書様式	33
安否情報照会書様式	34
安否情報回答書様式	35

4 . 武力攻撃災害への対処	
1 生活関連等施設、危険物質等の定義	3 6
生活関連等施設の定義	3 6
危険物質等の定義	3 7
2 危険物質等取扱者に対する措置	3 9
3 生活関連等施設、危険物質等の状況	4 1
生活関連等施設数（危険物質等取扱施設を除く）	4 1
令28条第1号に規定する危険物の取扱施設数	4 5
令28条第1号に規定する危険物の取扱施設数（種類別）	4 5
令28条第1号に規定する危険物の取扱施設数（数量別）	4 7
令第28条第2号に規定する毒物・劇物の取扱施設数	4 9
令第28条第3号に規定する火薬類の取扱施設数	5 0
令第28条第4号に規定する高圧ガスの取扱施設数	5 0
令第28条第8号に規定する毒薬・劇薬の取扱施設数	5 1
その他令第28条に規定する危険物質の取扱施設数	5 2
4 放射性同位元素に関する国の専門機関の連絡窓口一覧	5 4
5 緊急消防援助隊 受援のフロー	5 5
6 被災情報の報告様式	5 6
5 . 条例	
1 深谷市国民保護協議会条例	5 8
2 深谷市国民保護対策本部及び深谷市緊急対処事態対策本部に関する条例	5 9

1 . 關係機關

< 資料1 - 1 - > 市町村・県の担当部署、連絡方法

平成18年4月1日現在

No.	市町村名	勤務時間内			
		担当部署	電話番号	内線	FAX
1	さいたま市	危機管理室	048-829-1128	2359	048-829-1978
2	川越市	防災課	049-224-8811	2241	049-225-2895
3	熊谷市	安心安全課	048-524-1111	333	048-525-9051
4	川口市	災害対策室	048-258-1110	2246	048-252-4074
5	行田市	防災安全課	048-556-1111	282	048-554-0199
6	秩父市	危機管理課	0494-22-2211	1231	0494-22-1363
7	所沢市	危機管理課	04-2998-9399		04-2998-9042
8	飯能市	危機管理監	042-973-2723		042-973-2120
9	加須市	市民安全課	0480-62-1111	256	0480-62-1934
10	本庄市	まちづくり課	0495-25-1184		0495-22-0602
11	東松山市	防災対策課	0493-23-2221	619	0493-22-7799
12	春日部市	危機管理防災室	048-736-1111	2343	048-734-0869
13	狭山市	防災課	04-2953-1111	3694	04-2954-8670
14	羽生市	総務課	048-561-1121	235	048-563-2322
15	鴻巣市	市民環境部危機管理プロジェクト担当	048-541-1321	2212	048-543-5480
16	深谷市	危機管理課 1	048-574-8597		048-573-8250
17	上尾市	市民安全課	048-775-5140	466	048-775-9927
18	草加市	市長室危機管理担当	048-922-0614		048-922-6591
19	越谷市	交通防災課	048-963-9285		048-965-7809
20	蕨市	安全安心推進課	048-433-7755		048-433-7491
21	戸田市	安心まちづくり課	048-441-1800	311	048-433-2200
22	入間市	自治文化課	04-2964-1111	2151	04-2964-7818
23	鳩ヶ谷市	庶務課	048-280-1111	2222	048-285-1105
24	朝霞市	庶務課	048-463-1788		048-463-1195
25	志木市	防災交通課	048-473-1111	2326	048-473-1294
26	和光市	くらし安全課	048-464-1111	2375	048-464-1234
27	新座市	市民安全課	048-477-1111	1321	048-481-6748
28	桶川市	安心安全課	048-786-3211	1376	048-786-3740

メールアドレス	勤務時間外		
	担当課室	電話番号	内線
kiki-kanri@city.saitama.lg.jp	危機管理室	080-5471-6428 090-6711-3528	
bosai@city.kawagoe.saitama.jp	当直室	049-224-8811	
anshinanzen@city.kumagaya.lg.jp	警備室	048-524-1111	
050.05000@city.kawaguchi.saitama.jp	警備室(守衛室)	048-258-0262	
bosai@city.gyoda.lg.jp	当直室	048-556-1111	
kiki@city.chichibu.lg.jp	警備室	0494-22-2211	
a9399@city.tokorozawa.saitama.jp	警備室	04-2998-1111	
kikikanri@city.hanno.saitama.jp	埼玉西部広域消防本部 通信司令室	042-973-9986	
anzen@city.kazo.lg.jp	警備室	0480-62-1111	
mati@city.honjo.lg.jp	警備員室	0495-25-1111	
k-ichinose@city.higashimatsuyama.lg.jp	警備室	0493-23-2221	
bosai@city.kasukabe.lg.jp	警備室	048-736-1111	
bosai@city.sayama.saitama.jp	狭山市消防本部 通信指令課	04-2953-7111	
soumu@city.hanyu.lg.jp	羽生市消防本部	048-565-1919	
kurasi@city.konosu.saitama.jp	当直室	048-541-1321	
kiki@city.fukaya.saitama.jp	警備室	048-571-1211	
s208000@city.ageo.lg.jp	警備室	048-775-5111	
kikikanri@leaf.ocn.ne.jp	当直室	048-922-0151	
10051200@city.koshigaya.saitama.jp	越谷市消防本部指令課	048-974-0101	
jiti@city.warabi.saitama.jp	警備室	048-432-3200	
anshin@city.toda.saitama.jp	当直室	048-441-1800	
ir260100@city.iruma.lg.jp	警備室	04-2964-1111	
shomuka-shomuhouki@city.hatogaya.saitama.jp	警備室	048-280-1111	
syomu@city.asaka.saitama.jp	警備室	048-463-1111	
bousai@city.shiki.lg.jp	警備室	048-473-1111	
kurashianzenka@city.wako.saitama.jp	当直室	048-464-1111	
anzen@city.niiza.saitama.jp	当直員室	048-477-1111 (内1135)	
anzen@city.okegawa.lg.jp	警備室	048-786-3211	

No.	市町村名	勤務時間内			
		担当部署	電話番号	内線	FAX
29	久喜市	生活安全課	0480-22-1111	2365	0480-22-3319
30	北本市	地域づくり課	048-591-1111	388	048-591-1244
31	八潮市	環境経済部 危機管理担当	048-996-2111	827	048-995-7367
32	富士見市	庶務課	049-251-2711	222	049-254-2000
33	ふじみ野市	くらし安全課	049-261-2611	337	049-261-3840
34	三郷市	安全推進課	048-952-1294		048-952-6780
35	蓮田市	危機管理室	048-768-3111	297	048-765-1700
36	坂戸市	防災防犯課	049-283-1331	218	049-283-3903
37	幸手市	政策調整課	0480-43-1111	242	0480-43-3783
38	鶴ヶ島市	安心安全推進室	049-271-1111	371	049-271-1190
39	日高市	総務課	042-989-2111	2225	042-989-2316
40	吉川市	市民安全課	048-982-9471		048-981-5392
41	伊奈町	生活安全課	048-721-2111	2282	048-721-2136
42	三芳町	自治環境課	049-258-0019	265	049-274-1053
43	毛呂山町	総務課	049-295-2112	317	049-295-0771
44	越生町	総務課	049-292-3121	215	049-292-5400
45	滑川町	総務政策課	0493-56-2211	124	0493-56-2448
46	嵐山町	総務課	0493-62-2150	217	0493-62-5935
47	小川町	総務課	0493-72-1221	352	0493-74-2920
48	ときがわ町	総務課	0493-65-1521	225	0493-65-3631
49	川島町	総務課	049-297-1811	173 174	049-297-6058
50	吉見町	総務課	0493-54-1511	212	0493-54-4200
51	鳩山町	総務課	049-296-1211	211	049-296-2594
52	横瀬町	総務課	0494-25-0112		0494-23-9349
53	皆野町	総務課	0494-62-1230	202	0494-62-2791
54	長瀨町	総務課	0494-66-3111	212	0494-66-0894
55	小鹿野町	秘書広報課	0494-75-1221	315	0494-75-2819
56	東秩父村	総務課	0493-82-1226		0493-82-1562

メールアドレス	勤務時間外		
	担当課室	電話番号	内線
seikatsuanzen@kuki-city.jp	警備室	0480-22-1111	
bousai@city.kitamoto.saitama.jp	警備室	048-591-1111	
kikikanri@city.yashio.lg.jp	当直室	048-996-2111	
soumu@city.fujimi.saitama.jp	警備室	049-251-2711	
bosai@city.fujimino.saitama.jp			
anzen@city.misato.lg.jp	警備室	048-953-1111	
kikikanri@city.hasuda.saitama.jp	蓮田市消防本部指令室	048-768-0119	
sakado28@city.sakado.lg.jp	警備室	049-283-1302 着信専用	
seisaku@city.satte.lg.jp	幸手市消防本部指令室	0480-42-9119	
t_kimura@city.tsurugashima.lg.jp	警備室	049-271-1111	
soumu@city.hidaka.saitama.jp	警備室	042-989-2111	
shiminanzen@city.yoshikawa.lg.jp	警備室	048-982-5111	
anzen@town.saitama-ina.lg.jp	警備室	048-721-2111	
jichikankyo@town.saitama-miyoshi.lg.jp			
soumu@town.moroyama.saitama.jp	当直室	049-295-2112	
webmaster@town.ogose.saitama.jp	警備室	049-292-5311	
na3411103@town.namegawa.lg.jp	警備室	0493-56-2211	
r342.21011@town.ranzan.lg.jp	警備室	0493-62-2150 当直室 土・日・祝 8:30～17:00 警備室 平日 17:00～8:30	
ogawa1007@town.ogawa.saitama.jp	警備室	0493-72-1221	
h.arai.010@town.tokigawa.lg.jp	宿直室	0493-65-1521	
kawajima.soumu@sweet.ocn.ne.jp			
info@town.yoshimi.saitama.jp	警備室	0493-54-1511	
h210@town.hatoyama.saitama.jp	当直室	049-296-1211	
soumu@town.yokoze.saitama.jp	秩父消防本部横瀬分署	0494-24-0119	
somu-syo@town.minano.saitama.jp			
soumu@town.nagatoro.saitama.jp	秩父消防本部長瀬分署	0494-66-0152	
hisyo@town.ogano.lg.jp			
soumu@vill.higashichichibu.saitama.jp	当直室	0493-82-1221	

No.	市町村名	勤務時間内			
		担当部署	電話番号	内線	FAX
57	美里町	総務課	0495-76-1111	16	0495-76-0909
58	神川町	環境防災課	0495-77-0779		0495-77-3915
59	上里町	総務課	0495-35-1234	3222	0495-33-2429
60	寄居町	総務課	048-581-2126		048-581-5100
61	騎西町	町民生活課	0480-73-1111	122	0480-73-5501
62	北川辺町	総務課	0280-61-1200		0280-62-3464
63	大利根町	総務課	0480-72-1111		0480-72-6195
64	宮代町	町民生活課	0480-34-1111	275	0480-34-1093
65	白岡町	町民活動推進課	0480-92-1111	354,355	0480-92-9096
66	菖蒲町	総務課	0480-85-1111	218	0485-85-1806
67	栗橋町	総務課	0480-53-1111	325	0480-52-6027
68	鷲宮町	庶務課	0480-58-1111		0480-58-2020
69	杉戸町	住民参加推進課	0480-33-1599		0480-33-4550
70	松伏町	総務課	048-991-1893		048-991-7681

1深谷市の担当部署は、平成19年4月1日から危機管理課となった。
平成19年2月13日、江南町は熊谷市と合併。

	埼玉県	危機管理課	048-830-3117		048-830-4790
--	-----	-------	--------------	--	--------------

メールアドレス	勤務時間外		
	担当課室	電話番号	内線
somu@town.misato.saitama.jp	総務課	090-9003-7765	
kankyou@town.kamikawa.saitama.jp			
soumu@town.kamisato.lg.jp	警備室	0495-35-1221	
soumu@town.yorii.saitama.jp	警備室	048-581-2121	
s0250@town.kisai.saitama.jp			
soumu@town.kitakawabe.saitama.jp	加須地区消防本部 北川辺分署	0280-62-2030	
ootone@mve.biglobe.ne.jp	加須地区消防本部 大利根分署	0480-72-2119	
anshin@town.miyashiro.saitama.jp	警備室	0480-34-1111	
tyoukatsu@town.shiraoka.lg.jp	警備室	0480-92-1111	
somuka@38.town.shobu.saitama.jp	警備室	0480-85-1111	
soumu@town.kurhashi.saitama.jp	当直室(休日昼間) 久喜地区消防本部 栗橋分署(夜間)	0480-53-1111 0480-52-2119	
shomu@town.washimiya.saitama.jp	当直室・警備室	0480-58-1111	
juuminsanka@town.sugito.saitama.jp	杉戸町消防本部指令室	0480-33-0119	
soumu@town.matsubushi.lg.jp	警備室	048-991-1900	

a3115-03@pref.saitama.lg.jp		TEL 048-830-3166 FAX 048-822-9771	
-----------------------------	--	--------------------------------------	--

<資料1 - 1 - > 消防機関の国民保護担当部署、連絡方法

平成18年4月1日現在

No.	機関・団体名	担当部署	所在地	電話番号	FAX	Eメールアドレス
1	深谷市消防本部	警防課	深谷市上敷免858	048-571-0914	048-571-0959	f-keibo@city.fukaya.saitama.jp
2	さいたま市消防局	警防課	さいたま市浦和区常盤6-1-28	048-833-7944	048-833-7201	shobo-keibo@city.saitama.lg.jp
3	川口市消防本部	警防課	川口市芝下2-1-1	048-261-8971	048-261-5955	200.03000@city.kawaguchi.saitama.jp
4	行田市消防本部	総務課	行田市長野4389-1	048-556-3005	048-556-8151	shoubo-s@city.gyoda.lg.jp
5	所沢市消防本部	危機管理監	所沢市けやき台1-13-11	04-2924-1311	04-2924-5184	b9241312@city.tokorozawa.saitama.jp
6	春日部市消防本部	警防課	春日部市谷原新田2097-1	048-738-3111	048-735-1536	kfd119@estate.ocn.ne.jp
7	狭山市消防本部	警防課	狭山市上奥富1172	04-2953-7114	04-2953-6680	keibo@city.sayama.saitama.jp
8	羽生市消防本部	総務課	羽生市藤井下組990-1	048-565-1919	048-565-1177	shoubou@city.hanyu.lg.jp
9	上尾市消防本部	警防課	上尾市上尾村537	048-775-1312	048-775-2230	s583000@city.ageo.lg.jp
10	草加市消防本部	救急防災課	草加市神明2-2-2	048-924-2111	048-928-8338	kyuubou@fire-dept.soka.saitama.jp
11	越谷市消防本部	警防課	越谷市大澤2-10-15	048-974-0104	048-974-0137	10351300@city.koshigaya.saitama.jp
12	蕨市消防本部	警防課	蕨市錦町5-1-22	048-441-0119	048-441-0187	keibou@city.warabi.saitama.jp
13	戸田市消防本部	警防課	戸田市新曽1875-1	048-420-2127	048-444-2118	syo-keibo@city.toda.saitama.jp
14	入間市消防本部	消防課	入間市小谷田581	04-2962-6455	04-2962-7396	ir770100@city.iruma.lg.jp
15	鳩ヶ谷市消防本部	消防課	鳩ヶ谷市坂下町4-3-14	048-281-2020	048-286-3711	shoubouka@city.hatogaya.saitama.jp
16	八潮市消防本部		八潮市中央1-2-4	048-996-0119	048-997-1300	shobosho@city.yashio.lg.jp
17	三郷市消防本部	警防課	三郷市幸房1155	048-952-1293	048-952-5568	keibou@city.misato.lg.jp
18	蓮田市消防本部	消防課	蓮田市大字閨戸178-1	048-768-1022	048-768-9937	shoboka@city.hasuda.saitama.jp
19	幸手市消防本部	消防課	幸手市東4-5-10	0480-42-9119	0480-42-9117	syoubou@city.satte.lg.jp
20	伊奈町消防本部	消防課	伊奈町小室4885	048-722-8111	048-722-8132	syoubou@ina119.jp
21	白岡町消防本部	消防課	白岡町寺塚162-1	0480-92-1800	0480-92-0119	syoubou@town.shiraoka.lg.jp

No.	機関・団体名	担当部署	所在地	電話番号	FAX	Eメールアドレス
22	杉戸町消防本部	警防担当	杉戸町堤根4750-1	0480-33-6012	0480-33-9885	shobohobu@town.sugito.saitama.jp
23	朝霞地区一部事務組合 埼玉県南西部消防本部	警防課	朝霞市溝沼1-2-27	048-460-0119	048-463-0493	keibou@kennanseibu119.jp
24	久喜地区消防組合 消防本部	警防課	久喜市上早見396	0480-21-0119	0480-23-1542	kukisyoubou@fire.kuki-city.jp
25	秩父消防本部	警防課	秩父市下宮地町10-25	0494-21-0122	0494-21-0125	keibo@chichibu.ne.jp
26	人間東部地区 消防組合消防本部	警防課	ふじみ野市苗間1-13-28	049-261-6000	049-261-4395	irutohsho@mvd.biglobe.ne.jp
27	吉川松伏消防本部	総務課	吉川市会野谷481	048-982-3931	048-981-7150	soumu@yoshimatsu-119.jp
28	児玉郡市広域 消防本部	警防課	本庄市児玉町蛭川915-1	0495-72-4654	0495-72-7631	keibou@kodamakouiki.jp
29	熊谷市消防本部	警防課	熊谷市原島675-1	048-522-9992	048-521-1207	kumagaya119@ak.wakwak.com
30	坂戸・鶴ヶ島消防組合 消防本部	警防課	坂戸市鎌倉町16-16	049-281-3116	049-281-3496	keibou@sakatsuru119.jp
31	比企広域消防本部	警防課	東松山市上野本1300-1	0493-23-2267	0493-22-3905	keibo119@kiki-saitama.jp
32	川越地区消防局	警防課	川越市神明町48-4	049-222-0700	049-225-2564	keibou@119kawgoechiku.jp
33	加須地区消防組合 消防本部	警防課	加須市大門町19-62	0480-61-1076	0480-61-0242	keibou1@kazosyoubou-119.jp
34	埼玉県中央広域 消防本部	警防課	鴻巣市箕田1638-1	048-597-2003	048-597-3716	keibou03ken-o.or.jp
35	西人間広域消防組合 消防本部	総務課	毛呂山町大字岩井2451	049-295-0154	049-295-0169	keibou@119nishiiruma.jp
36	埼玉西部広域消防本部	警防課	飯能市小久保291	042-973-7227	042-974-7228	keibou@saiseikouiki.com

< 資料 1 - 1 - > 指定行政機関の担当部署、連絡方法

No.	名称	担当部署	所在地
1	内閣府	大臣官房総務課	千代田区霞が関3-1-1
2	国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関2-1-2
3	警察庁	警備局警備企画課	千代田区霞が関2-1-2
4	金融庁	総務企画局政策課	千代田区霞が関3-1-1
5	総務省	大臣官房総務課	千代田区霞が関2-1-2
6	消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	千代田区霞が関2-1-2
7	法務省	大臣官房秘書課広報室	千代田区霞が関1-1-1
8	公安調査庁	総務部総務課	千代田区霞が関1-1-1
9	外務省	大臣官房総務課危機管理調整室	千代田区霞が関2-2-1
10	財務省	大臣官房総合政策課企画官室	千代田区霞が関3-1-1
11	国税庁	長官官房総務課	千代田区霞が関3-1-1
12	文部科学省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課防災推進室	千代田区丸の内2-5-1
13	文化庁	連絡先は文部科学省と同様	千代田区丸の内2-5-1
14	厚生労働省	社会・援護局 総務課 災害救助・救援対策室	千代田区霞が関1-2-2
15	農林水産省	総合食料局食料企画課	千代田区霞が関1-2-1
16	林野庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1
17	水産庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1
18	経済産業省	大臣官房総務課	千代田区霞が関1-3-1
19	資源エネルギー庁	総合政策課	千代田区霞が関1-3-1
20	中小企業庁	長官官房官房参事官室	千代田区霞が関1-3-1
21	原子力安全・保安院	企画調整課	千代田区霞が関1-3-1
22	国土交通省	危機管理室	千代田区霞が関2-1-3
23	国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷1
24	気象庁	総務部総務課	千代田区大手町1-3-4
25	海上保安庁	総務部国際・危機管理官	千代田区霞が関2-1-3
26	環境省	大臣官房総務課	千代田区霞が関1-2-2
27	防衛省	運用企画局事態対処課	新宿区市谷本村町5-1
28	防衛施設庁	総務部総務課企画室	新宿区市谷本村町5-1

電話	FAX	その他の連絡方法
(03)3581-1513	(03)3581-3907	
(03)3581-0141	(03)3581-0744	
(03)3581-0141	(03)3581-0744	
(03)3506-6433	(03)3506-6011	
(03)5253-5089	(03)5253-5093	中防電話:4821
(03)5253-7550	(03)5253-7543	【休日・夜間等】 消防庁宿直室 (03)5253-7777
(03)3592-5396	(03)3592-7728	
(03)3592-2638	(03)3592-6605	
(03)5501-8059	(03)5501-8057	
(03)3581-7934	(03)5251-2163	
(03)3581-4161	(03)3593-0401	
(03)6734-2290	(03)6734-3690	中央防災無線電話:6412 中央防災無線FAX:6441 危機管理WAN電話:44113 危機管理WANFAX:44902
(03)6734-2290	(03)6734-3690	中央防災無線電話:6412 中央防災無線FAX:6441 危機管理WAN電話:44113 危機管理WANFAX:44902
(03)3595-2612 (03)3595-2614	(03)3503-3099 (03)3595-2303	
(03)3502-7942	(03)3591-1648	
(03)3501-3884	(03)3591-1648	
(03)3501-3884	(03)3591-1648	
(03)3501-1327	(03)3580-6327	
(03)3501-2669	(03)3580-8426	
(03)3501-1768	(03)3501-6801	
(03)3501-1568	(03)3501-8490	
(03)5253-8888	(03)5253-8891	
(029)864-6900	(029)864-1807	
(03)3211-3014	(03)3201-0682	
(03)3591-9822	(03)3580-8778	
(03)3580-1373	(03)3580-2517	
(03)3268-3111	(03)5225-3022	
(03)3268-3111	(03)5227-2224	

< 資料1 - 1 - > 指定地方行政機関等の担当部署、連絡方法、主な措置

(1) 指定地方行政機関

No.	名称	担当部署	所在地
1	関東管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
2	関東総合通信局	総務課	東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内センタービル5F
3	関東財務局	関東財務局 総務部総務課	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
4	東京税関	総務部総務課総務第一係	東京都江東区青海2-56 東京港湾合同庁舎
5	原子力事務所	研究開発局 開発企画課 立地地域対策室	東京都千代田区丸の内2-5-1
6	関東信越厚生局	総務課	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7F
7	埼玉労働局	総務課	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー 14F(安定)・15F(総務・基準・安定)・16F(総務・均等)
8	関東農政局	企画調整室	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
9	関東森林管理局	企画調整室	群馬県前橋市岩神町4-16-25
10	関東経済産業局	総務企画部総務課	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
11	関東東北産業保安監督部	管理課	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館11階
12	関東地方整備局	企画部 防災課調整第一係	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
13	利根川上流河川事務所	防災対策課	栗橋町北2-19-1
14	江戸川河川事務所	管理課	千葉県野田市宮崎134
15	荒川上流河川事務所	管理課	川越市新宿町3-12

電話	FAX	その他の連絡方法	主な措置
(048)600-6000 (内5515)	(048)600-6000 (内5519)		1 管区内各警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
(03)5220-3708	(03)5220-5798		1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する事 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
(048)600-1279	(048)600-1247		1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立ち会い
(03)3599-6214	(03)3599-6435		1 輸入物資の通関手続き
(03)5253-4111 (内4425)	(03)6734-4130		1 原子力発電所等の安全確保
(048)740-0705	(048)601-1325		1 救援等に係る情報の収集及び提供
(048)600-6200	(048)600-6220		1 被災者の雇用対策
(048)740-0017	(048)600-0602		1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
(027)210-1150	(027)210-1154		1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
(048)600-0213	(048)601-1310		1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
048-600-0432	048-601-1279		1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
(048)600-1333	(048)600-1376		1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
(0480)52-3956	(0480)52-9529	(090)2149-1428	
(04)7125-7319	(04)7125-0679	(090)1558-7463	
(049)246-6364	(049)247-6914	(049)246-6364	

No.	名称	担当部署	所在地
16	荒川下流河川事務所	管理課	東京都北区志茂5 - 41 - 1
17	大宮国道事務所	交通対策課	さいたま市北区吉野町1 - 435
18	北首都国道事務所	管理課	草加市花栗3 - 24 - 15
19	二瀬ダム管理所	管理係	秩父市大滝3875 - 1
20	関東運輸局	総務部 安全防災・危機管理 調整官 総務部総務課 安全防災・危機管理 係長	神奈川県横浜市中区北仲通5 - 57 横浜第2合同庁舎
21	東京航空局	総務部 航空保安対策課	東京都千代田区九段南1 - 1 - 15 九段第2合同庁舎
22	東京航空交通管制部	総務課	埼玉県所沢市並木1 - 12
23	東京管区气象台	総務部 総務課	東京都千代田区大手町1 - 3 - 4
24	第三管区海上保安本部	総務部総務課	神奈川県横浜市中区北仲通5 - 57
25	関東地方環境事務所	総務課	さいたま市中央区新都心11 - 2 ランド・アクシス・タワー18F
26	東京防衛施設局	総務部総務課	さいたま市中央区新都心2 - 1 さいたま新都心合同庁舎2号館

(2) 自衛隊

	部隊等の長及び窓口	区分	所在地
自衛隊	東部方面総監 防衛部	陸自	東京都練馬区大泉学園町
	横須賀地方総監 防衛部	海自	横須賀市西逸見町1丁目無番地
	中部航空方面隊司令官 防衛部	空自	狭山市稲荷山2 - 3

電話	FAX	その他の連絡方法	主な措置
(03)3902-2379	(03)3902-7631	(03)3902-5695	
(048)669-1209	(048)669-1227		
(048)941-4610	(048)942-8193	(090)1884-2603	
(0494)55-0001	(0494)55-0258		
(045)211-7269	(045)212-2017		1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
(03)5275-9316	(03)3288-8915		1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
(04)2992-1181	(04)2992-1925		1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
(03)3212-3848	(03)3212-3390		1 気象状況の把握及び情報の提供
(045)211-0776	(045)201-7045		1 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 会場における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の指定等及び避難の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
(048)600-0516	(048)600-0517		1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
(048)600-1800	(048)601-2118		1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

電話	内線	当直内線
(048)460-1711	2256	2462
(046)822-3500	2543	2222
(042)953-6131	2233	2204

< 資料1 - 1 - > 指定公共機関の担当部署、連絡方法、主な措置

No.	名称	担当部署	所在地
1	独立行政法人放射線医学総合研究所	基盤技術センター 安全・施設部安全対策課	千葉県千葉市稲毛区穴川4 - 9 - 1
2	独立行政法人水資源機構	総務部総務課	さいたま市中央区新都心11 - 2 ランド・アクセス・タワー
3	東日本高速道路株式会社	管理事業部事業統括チーム	東京都千代田区霞が関3 - 3 - 2
4	東京電力株式会社	カスタマーセンター	東京都千代田区内幸町1 - 1 - 3
5	ジェイアールバス関東株式会社	総務部	東京都渋谷区代々木2 - 2 - 2
6	東武バスセントラル株式会社	運輸統括部業務課	東京都足立区伊興本町2 - 9 - 2
7	佐川急便株式会社	労務運行管理部	京都府京都市南区上鳥羽角田町68
8	西濃運輸株式会社	営業企画管理室	岐阜県大垣市田口町1
9	日本通運株式会社	作業管理部広域自動車輸送 専任	東京都港区東新橋1 - 9 - 4
10	福山通運株式会社	社長室CSR推進室	東京都江東区越中島3 - 6 - 15
11	ヤマト運輸株式会社	社会貢献部	東京都中央区銀座2 - 16 - 10
12	東日本旅客鉄道株式会社	総務部危機管理室	東京都渋谷区代々木2 - 2 - 2
13	東日本電信電話株式会社	ネットワーク事業推進本部 サービス運営部災害対策室	東京都新宿区西新宿3 - 19 - 2
14	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	ネットワーク事業部 統合ネット ワーク部(危機管理)	東京都千代田区内幸町2 - 1 - 1 飯野ビル2階201
15	KDDI株式会社	運用本部運用管理部 統括グループ	東京都新宿区西新宿2 - 3 - 2 KDDIビル
16	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	災害対策室	東京都千代田区永田町2 - 11 - 1 山王パークタワー35F
17	ソフトバンクモバイル株式会社	コーポレートセキュリティ室	東京都港区東新橋1 - 9 - 1 東京汐留ビルディング
18	日本放送協会	報道局 気象・災害センター	東京都渋谷区神南2 - 2 - 1
19	日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	東京都港区芝大門1 - 1 - 3
20	日本郵政公社	本社CSR室	東京都千代田区霞が関1 - 3 - 2

電話	FAX	その他の連絡方法	所管省庁	主な措置
(043)206-6277	(043)206-4099		文部科学省	1 放射線医学に関する情報提供
(048)600-6511	(048)600-6510		国土交通省	1 施設の管理
(03)3506-0318	(03)3506-0343		国土交通省	
03-4216-1111	03-4216-2539		経済産業省	1 電気の安定的な供給
(03)5334-0860	(03)5334-0865		国土交通省	1 避難住民の運送 2 旅客の運送の確保
(03)3856-7371	(03)3856-2838		国土交通省	
(075)691-6500	(075)681-2349		国土交通省	1 緊急物資の運送 2 貨物の運送の確保
(0584)82-5025	(0584)82-5041		国土交通省	
(03)6251-1430	(03)6251-6676		国土交通省	
(03)3643-0292	(03)3643-3730		国土交通省	
(03)3541-3411	(03)3542-3887		国土交通省	
(03)5334-1311	(03)5334-1358		国土交通省	
(03)5359-4830	(03)5333-1245		総務省	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保 3 国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱
(03)5202-9909	(03)5501-3014		総務省	
(03)3347-5299	(03)3347-6243		総務省	
(03)5156-1729	(03)5156-0265		総務省	
(03)6889-6304	(03)6889-6603		総務省	
(03)5455-3409	(03)3465-1936		総務省	1 警報の内容の放送 (警報の解除を含む) 2 避難の指示の内容の放送 (避難の指示の解除を含む) 3 緊急通報の内容の放送
(03)3437-7084	(03)3435-8509		厚生労働省	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
(03)3504-4624	(03)3506-6732		総務省	1 郵便の確保

<資料1 - 1 - > 指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、主な措置

種別	指定地方公共機関	所在地
ガス	埼玉ガス株式会社	深谷市伊勢方395 - 1
	社団法人埼玉県エルピーガス協会	さいたま市浦和区高砂1 - 2 - 1 - 410 エイベックスタワー浦和オフィス東館
バス	国際十王交通株式会社	熊谷市新島263 - 1
	東武バスウエスト株式会社	さいたま市北区吉野町2 - 212
	社団法人埼玉県バス協会	さいたま市浦和区高砂2 - 2 - 15 埼玉県交通会館 2F
航空	本田航空株式会社	比企郡川島町出丸下郷53 - 1
鉄道	秩父鉄道株式会社	熊谷市曙町1 - 1
トラック	社団法人埼玉県トラック協会	さいたま市大宮区北袋町1 - 299 - 3
放送	株式会社テレビ埼玉	さいたま市浦和区常盤6 - 36 - 4
	株式会社エフエムナックファイブ	さいたま市大宮区錦町682 - 2 JACK大宮11F
医療	社団法人埼玉県医師会	さいたま市浦和区仲町3 - 5 - 1 埼玉県県民健康センター内
	社団法人埼玉県歯科医師会	さいたま市浦和区針ヶ谷4 - 2 - 65
	社団法人埼玉県看護協会	さいたま市中央区新中里3 - 3 - 8

担当部署	電話番号	FAX	主な措置
供給部	048-571-1335	048-572-7921	1. ガスの安定的な供給
	048-823-2020	048-823-2021	
	048-521-3560	048-521-3216	1. 避難住民の運送 2. 旅客の運送の確保
運輸統括部	048-667-6270		
	048-824-5539	048-831-5416	
総務課	049-299-1111		1. 避難住民の運送 2. 旅客の運送の確保
運転課	048-523-3822	048-526-0551	1. 避難住民の運送 2. 旅客の運送の確保
	048 645 2771	048 644 8080	1. 緊急物資の運送 2. 貨物の運送の確保
	048-824-3131		1. 警報の内容の放送(警報の解除を含む。) 2. 避難の指示の内容の放送(避難の指示の解除) 3. 緊急通報の内容の放送
	048-650-0795		
総務課	048-824-2611	048-822-8515	1. 医療の確保
事務局	048-829-2323	048-829-2376	
事務局	048-824-8122	048-833-8426	

2 . 避難

<資料2 - 1> 避難施設一覧

No.	施設名称	所在地	電話	FAX	収容人員(人)
1	深谷市総合体育館	上野台2568	048-572-3000	048-572-3302	6,366
2	深谷市立深谷小学校体育館	仲町19-1	048-571-0329	048-571-0559	556
3	深谷市立深谷中学校体育館	田谷45-2	048-571-0451	048-571-0775	592
4	深谷市立深谷西小学校体育館	栄町14-18	048-571-0250	048-571-7064	495
5	深谷市民体育館	本往町17-2	048-573-9280	048-574-5861	912
6	深谷コミュニケーション-	本往町17-1	048-573-8765	048-573-8769	539
7	深谷市立藤沢小学校体育館	人見1626	048-571-2107	048-571-2648	495
8	深谷市立藤沢中学校体育館	人見1973	048-571-0742	048-573-0408	492
9	深谷市藤沢生涯学習センター・藤沢公民館体育室	人見1967-1	048-571-0345	048-574-5862	399
10	深谷市立桜ヶ丘小学校体育館	上野台508	048-571-0967	048-571-6966	529
11	深谷市立南中学校体育館	萱場320	048-572-8373	048-572-9638	550
12	深谷市南公民館体育室	宿根645-1	048-575-5550	048-575-5560	331
13	深谷市立幡羅小学校体育館	東方町3-25-1	048-571-0517	048-571-7774	608
14	深谷市立幡羅中学校体育館	常盤町38	048-571-0229	048-571-0328	632
15	深谷市立常盤小学校体育館	常盤町58-2	048-571-4923	048-571-4924	510
16	深谷市幡羅生涯学習センター・幡羅公民館体育室	東方1370	048-575-1411	048-575-1441	438
17	深谷市立明戸小学校体育館	蓮沼413	048-571-0868	048-571-7954	387
18	深谷市立明戸中学校体育館	新井18	048-571-0869	048-573-0634	495
19	深谷市立明戸公民館体育館室	蓮沼258	048-571-0872	048-574-5864	443
20	深谷市立大寄小学校体育館	内ヶ島660	048-571-0774	048-571-8221	495
21	深谷市大寄公民館体育室	起会84-1	048-571-0341	048-574-5865	336
22	深谷市立八基小学校体育館	下手計1300	048-587-2250	048-587-2296	496
23	渋沢栄一記念館体育室	下手計1204	048-587-1100	048-587-1101	295
24	深谷市立豊里小学校体育館	新戒635	048-587-2002	048-587-2276	377
25	深谷市立豊里中学校体育館	下手計525	048-587-2150	048-587-2153	599
26	深谷市豊里公民館体育室	新戒639-1	048-587-2111	048-587-1367	364
27	深谷市立上柴東小学校体育館	上柴町東5-9-1	048-573-7435	048-573-7477	447
28	深谷市立上柴西小学校体育館	上柴町西5-11-1	048-571-7580	048-571-7120	447
29	深谷市立上柴中学校体育館	上柴町西2-23-1	048-573-7438	048-573-1206	502
30	深谷市上柴公民館体育室	上柴町西4-2-6	048-572-9001	048-574-5868	438

No.	施設名称	所在地	電話	FAX	収容人員(人)
31	埼玉県立深谷高等学校	宿根315	048-572-1215	048-570-1015	500
32	埼玉県立深谷商業高等学校	原郷80	048-571-3321	048-570-1016	500
33	埼玉県立深谷第一高等学校	常盤町21-1	048-571-3381	048-570-1017	500
34	深谷市立榛沢小学校	榛沢802-1	048-585-2715	048-585-6607	1,791
35	榛沢集会所	榛沢108	048-585-0085	-	112
36	深谷市岡部浄化センター	岡1-1	048-585-7481	-	49
37	深谷市立岡部西小学校	岡2949	048-585-4892	048-585-6609	1,796
38	深谷市立つばさ保育園	岡2955-1	048-585-2013	048-585-2013	300
39	岡部B&G海洋センター	山河1300	048-585-5401	048-585-4890	363
40	深谷市立岡部中学校	山河1214	048-585-2623	048-585-6055	3,854
41	岡部多目的センター	普済寺1485-1	048-585-6331	-	568
42	深谷市立岡部小学校	普済寺1305	048-585-2023	048-585-6606	2,340
43	本郷農業総合センター	針ヶ谷392-4	048-585-0066	-	302
44	南岡集会所	岡部2097-1	048-585-4231	-	174
45	本郷集会所	本郷899	048-585-2433	-	102
46	深谷市立本郷小学校	針ヶ谷506	048-585-4191	048-585-6608	1,862
47	深谷市川本文化会館・深谷市川本公民館	菅沼1009	048-583-3234	-	1,129
48	深谷市立川本北小学校	長在家143	048-583-2007	048-583-6616	2,912
49	深谷市立川本南小学校	本田4888	048-583-3019	048-583-6509	2,210
50	川本農業者トレーニングセンター	畠山1577	048-583-4781	-	614
51	深谷市高齢者福祉青少年活動複合施設もくせい館	菅沼401	048-583-7733	048-583-7735	1,103
52	深谷市立川本中学校	田中530	048-583-2014	048-583-3004	3,530
53	深谷市立花園小学校	小前田1463-1	048-584-0478	048-584-0479	3,522
54	深谷市立花園中学校	小前田1980	048-584-0634	048-584-0635	3,645
55	花園公民館	大字小前田1385	048-584-2184	048-584-2184	317
56	花園集会所	小前田2327	048-584-1761	-	102
57	花園農業者トレーニングセンター	小前田2299	048-584-3910	048-584-6122	716
58	深谷市花園文化会館アドニス	大字小前田2966	048-584-6125	048-584-6128	1,220
59	深谷市老人福祉センター花園荘	荒川866	048-584-6110	048-584-6110	338
60	花園就業改善センター	永田1420	048-584-4345	048-584-4346	160

3 . 救援

<資料3 - 1> 市の物資備蓄状況

平成18年12月1日現在

食糧品

	主 食							飲料水 500ml (本)	備 考
	アルファ米 (食)	乾燥がゆ (食)	クラッカー (食)	スティックパン (食)	ビスケット (食)	乾パン (食)			
深谷公民館	2,066	1,400	240	280	50	96	-	360	八基公民館の飲料水は、栄一記念館に保管 市民体育館、緑ヶ丘自治会館、田谷防災倉庫は資機材専用 飲料水は、各浄水場の配水タンクの水も使用
藤沢公民館	1,919	1,400	-	245	50	96	128	360	
幡羅公民館	2,082	1,400	-	280	50	96	256	360	
明戸公民館	2,032	1,350	-	280	50	96	256	360	
大寄公民館	1,904	1,350	-	280	50	96	128	360	
八基公民館	1,299	850	-	175	50	96	128	240	
豊里公民館	1,462	850	-	210	50	96	256	360	
上柴公民館	2,032	1,350	-	280	50	96	256	360	
南公民館	2,032	1,350	-	280	50	96	256	432	
岡部総合支所	1,156	500	-	-	-	-	656	-	
川本総合支所	1,408	-	-	-	-	-	1,408	-	
花園総合支所	1,000	1,000	-	-	-	-	-	-	
深谷コミュニティセンター	4,976	1,350	-	280	50	96	3,200	192	
上柴コミュニティセンター	806	500	-	210	-	96	-	-	
総合体育館	1,106	800	-	210	-	96	-	-	
市民体育館	-	-	-	-	-	-	-	-	
緑ヶ丘自治会館	-	-	-	-	-	-	-	-	
田谷防災倉庫	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	27,280	15,450	240	3,010	500	1,152	6,928	3,384	

日用品等

	毛布 (枚)	タオル (枚)	カーペット (枚)	ポリ袋 (袋)	トイレットペーパー (ロール)	簡易トイレ (台)	簡易コンロ (台)	やかん (個)	紙食器 (セット)	ほ乳瓶 (個)
深谷公民館	200	200	50	100	48	8	2	2	100	10
藤沢公民館	168	200	100	100	48	8	2	2	100	10
幡羅公民館	270	200	100	100	48	8	2	2	100	10
明戸公民館	270	200	100	100	48	8	2	2	50	10
大寄公民館	270	200	80	100	48	8	2	2	100	10
八基公民館	170	200	100	100	48	8	2	2	100	10
豊里公民館	170	200	100	100	48	8	2	2	100	10
上柴公民館	270	200	100	100	48	8	2	2	100	10
南公民館	100	200	100	-	48	8	2	1	100	10
岡部総合支所	700	-	-	1,000	1,800	-	-	-	-	-
川本総合支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
花園総合支所	190	-	-	-	-	-	-	-	-	-
深谷コミュニティセンター	150	1,000	50	-	-	-	-	-	-	-
上柴コミュニティセンター	100	200	150	100	36	8	2	2	60	10
総合体育館	541	-	1,000	-	-	-	-	-	-	-
市民体育館	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-
緑ヶ丘自治会館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田谷防災倉庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	4,069	3,000	2,030	1,900	2,268	80	20	19	910	100

防災用資機材

	発動発電機 (台)	投光機 (台)	コードリール (個)	スコップ (個)	ブルシート (枚)	リヤカー (台)	消火器 (台)	救助用具 (セット)	フェンソ (台)	ドリル (台)
深谷公民館	1	1	1	5	2	1	2	1	-	1
藤沢公民館	1	1	1	5	10	1	2	1	-	1
幡羅公民館	1	2	1	5	10	1	2	1	-	1
明戸公民館	1	2	1	5	8	1	2	1	-	1
大寄公民館	1	2	1	5	10	1	2	1	-	1
八基公民館	1	2	2	5	10	1	2	1	-	1
豊里公民館	1	2	1	5	10	1	2	1	-	1
上柴公民館	1	2	1	5	10	1	2	1	-	1
南公民館	1	2	1	5	10	1	1	1	-	1
岡部総合支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川本総合支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
花園総合支所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
深谷コミュニティセンター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上柴コミュニティセンター	1	2	1	5	10	1	1	1	-	1
総合体育館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市民体育館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
緑ヶ丘自治会館	1	4	5	5	-	-	-	-	7	-
田谷防災倉庫	22	13	14	95	-	1	8	1	-	-
計	34	35	30	150	90	11	26	11	7	10

ここには主なものを記載してある。この他にも各種資機材等備蓄あり。

< 資料3 - 2 >

県内の災害拠点病院、救急救命センター、感染症指定医療機関一覧

NO.	医療機関名	救命救急センター	災害拠点病院	感染症指定医療機関	周産期母子医療センター	所在地	電話番号
1	深谷赤十字病院		地域	2種	地域	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
2	川口市立医療センター		基幹		地域	川口市西新井宿180	048-287-2525
3	自治医科大学附属大宮医療センター		地域			さいたま市大宮区天沼町1-847	048-647-2111
4	埼玉医科大学総合医療センター	高度	地域		総合	川越市鴨田辻道町1981	049-228-3400
5	北里研究所メディカルセンター病院		地域			北本市荒井6-100	048-593-1212
6	埼玉県済生会栗橋病院		地域	2種		北葛飾郡栗橋町大字小右衛門714-6	0480-52-3611
7	さいたま赤十字病院		地域			さいたま市中央区上落合8-3-33	048-852-1111
8	獨協医科大学越谷病院		地域			越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
9	防衛医科大学校病院					所沢市並木3-2	04-2995-1511
10	独立行政法人国立病院機構西埼玉病院				地域	所沢市若狭2-1671	04-2948-1111
11	埼玉医科大学病院			1種	地域	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	049-276-1111
12	さいたま市立病院		地域	2種	地域	さいたま市緑区三室2460	048-873-4111
13	東松山市立市民病院			2種		東松山市大字松山2392	0493-24-6111

高度救命救急センター：特に広範囲熱症、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者を受け入れ

基幹災害拠点病院：研修施設あり

総合周産期母子医療センター：常時受入体制を有し、合併妊娠症、胎児異常等ハイリスク妊娠に対する周産期医療を行うことができる

1種感染症指定医療機関：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、SARS、天然痘、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱及び2種以下の感染症を対象とする。

2種感染症指定医療機関：コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、急性灰白髄炎、ジフテリア及び3種以下の感染症を対象とする。

< 資料3 - 3 >

県内に所在する血液センター一覧

NO.	血液センター	所在地	電話
1	埼玉県熊谷赤十字血液センター	埼玉県熊谷市奈良新田398-1	048-525-1330
2	埼玉県赤十字血液センター	埼玉県日高市高萩1370-12	042-985-6111
3	埼玉県伊奈赤十字血液センター	埼玉県伊奈町小室790	048-722-1211

<資料3 - 4> 救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号）

厚生労働省告示第343号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成18年4月1日から適用する。

平成18年3月31日

厚生労働大臣 川崎 二郎

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（救援の程度及び方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり300円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,342,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり300円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1

項本文及び第3項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条及び第7条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

(2) 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,342,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,010円以内とすること。

(2) 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

(2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

(3) 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。

以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	17,200円	22,100円	32,600円	39,000円	49,500円	7,200円
冬季	28,400円	36,700円	51,200円	60,100円	75,400円	10,300円

(4) 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。))がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

(2) 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

(2) 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- (1) 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- (2) 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つぼ及び骨箱

- (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人199,000円以内、小人159,200円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

(2) 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

(3) 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。

(2) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり500,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。))に対して行うものであること。

(2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4,100円

(2) 中学校生徒 1人当たり 4,400円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

(4) 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(2) 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,000円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

(1) 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

- イ 飲料水の供給
- ロ 医療の提供及び助産
- ハ 被災者の搜索及び救出
- ニ 死体の搜索及び処理
- ホ 救済用物資の整理配分

(2) 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

< 資料3 - 5 > 近 隣 火 葬 場 一 覧

	名称	所在地	電話番号	構成市町村
1	深丘園	深谷市山河397-1	048-585-2900	深谷市
2	熊谷市立葬斎施設 (メモリアル彩雲)	熊谷市円光2-9-40	048-521-0021	熊谷市
3	児玉郡市広域市町村圏 組合斎場・こだま聖苑	美里町大字木部537-4	0495-76-1881	本庄市、美里町、 神川町、上里町

<資料3 - 6> 公用令書の様式

公用令書（収用）

収用第	号	公 用 令 書 氏名 住所 第81条第2項 第81条第4項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第183条において準用する第 第183条において準用する第			
81条第2項 の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 81条第4項					
(理由)					
年 月 日		処分権者 氏名 印			
収用すべき物 質の種類	数 量	所在場所	引渡日時	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

公用令書（保管）

保管第	号	公 用 令 書 氏名 住所 第81条第3項 第81条第4項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第183条において準用する第 第183条において準用する第			
81条第3項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 81条第4項					
(理由)					
年 月 日		処分権者 氏名 印			
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

公用令書（使用）

使用第 号

公 用 令 書

氏名
住所

第82条
第183条において準用する第

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第183条において準用する第82条の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

（理由）

年 月 日

処分権者 氏名 印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

公用取消令書

取消第 号

公 用 令 書

氏名
住所

第81条第2項
第81条第3項
第81条第4項
第82条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第183条において準用する第81条第2項、第81条第3項、第81条第4項、第82条、第183条において準用する第183条において準用する第183条において準用する第183条において準用する第16条

81条第2項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分
81条第3項
81条第3項
82条

第16

を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第52条において準用する第16条の規定により、これを交付する。

（取り消した処分の内容）

年 月 日

処分権者 氏名 印

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

<資料3 - 7> 安否情報関係様式

安否情報収集様式（避難・負傷住民）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、～で困んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は～を困んで下さい。	回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうかで困んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡）

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

(注1)本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2)親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3)「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4)回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書様式

安否情報報告書

様式第3号(第2条関係)

報告日時 年 月 日 時 分
加町村名 担当人名

Table with 12 columns: ①氏名, ②フリガナ, ③出生年月日, ④原文の類, ⑤住所, ⑥国籍, ⑦その他出入を識別するための情報, ⑧負傷(疾病)の状況, ⑨負傷又は疾病の状況, ⑩現在の居所, ⑪連絡先(他の関係先), ⑫関係先(家族)への連絡の経路, ⑬住所・家族への連絡の経路, ⑭知りへの居所の経路, ⑮その他(住所、所属先、連絡先等)の記載, 備考

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「④国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑧負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 「①～⑧」の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	年 月 日	
申 請 者 住 所 _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (をつけてください。 の 場合、理由を記入願います。)	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 その他()	
備 考		
被 照 会 者 を 特 定 す る た め に 必 要 な 事 項	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
申 請 者 の 確 認		
備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書様式

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

殿	年 月 日 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

4 . 武力攻撃災害 への対処

< 資料4 - 1 > 生活関連等施設、危険物質等の定義

生活関連等施設の定義

政令	種別	施設	根拠法令	施設の利用者または利用する事業	規模	その他の定義
27	電気	発電所	電気事業法 第2条第1項	電気事業者(同法 同条同項第10号) 及び卸供給事業者 (同法同条同項第1 2号)が利用する	最大出力5万キロ ワット以上	
		変電所			使用電圧10万ボ ルト以上	
27	ガス	ガス発生設備 ガスホルダー ガス精製設備	ガス事業法 第2条第13項	簡易ガス事業を除 く 簡易ガス事業(同法 同条第3項) 高圧ガス又は液化 石油ガスの集合、気 化装置の付いた容器 を用いてガスを発生さ せ、導管により団地 内の個々の住宅まで (供給地点70以上) ガスを供給する事業		
27	水道	取水施設 貯水施設 浄水施設 配水池	水道法	水道事業(同法第3 条第2項)及び水道 用水供給事業(同 法同条第4項)の用 に供する	1日につき供給能 力 10万立方メートル 以上	
27	鉄道・軌道	鉄道施設	鉄道事業法 第8条第1項	鉄道又は軌道を利用する旅客の乗 降、待合いその他 の用に供するもの	1日当たりの平均 利用者数10万人 以上	
		軌道施設	軌道法			
27	電気通信	交換設備	電気通信事業法	電気通信事業者 (同法第2条第5 号)がその事業の 用に供するもの	利用者の電気通信 設備及び移動端末 設備(共に3万以 上)と接続される伝 送路設備と接続さ れるもの	
27	放送局	無線設備	放送法 第3条第3号	1. 日本放送協会 又は一般放送事業 者(同法第2条第3 号の3)が国内放送 を行う 2. 他の放送局から 放送をされる放送 番組を受信し、同 時に再送信する放 送を主として行うもの以外		
27	河川管理 施設	ダム	河川管理施設等 構造令第2章		基礎地盤から堤頂 までの高さが15 メートル以上	土砂の流出を防止 し、及び調節するた めに設けるダム以 外

令第27条第7号に規定する水域施設及び係留施設は、県内に所在しない。

令第27条第8号に規定する滑走路、旅客ターミナル及び航空保安施設は、県内に存在しない。

危険物質等の定義

政令	危機物質	性質	根拠法令	定義	備考
28	危険物		消防法 第2条第7項	同法第9条の4の指定数量以上のもの	指定数量以上の貯蔵及び取扱の場所に関しては、許可が必要
		酸化性個体 (塩素酸塩類など)	同法別表第1 第1類		危険物の種類に応じて、 指定数量:50Kg、300Kg、1000Kg の3段階
		可燃性固体 (赤りん、硫黄など)	第2類		危険物の種類に応じて、 指定数量:100Kg、500Kg、1000Kg の3段階
		自然発火性物質及び 禁水性物質 (カリウム、ナトリウムなど)	第3類		危険物の種類に応じて、 指定数量:10Kg、20Kg、50Kg、 300Kgの4段階
		引火性液体 (石油類、アルコールなど)	第4類		危険物の種類に応じて、 指定数量:50Lから10000Lまでの8 段階
		自己反応性物質 (ニトロ化合物など)	第5類		危険物の種類に応じて、 指定数量:10Kg、20Kg、50Kg、 100Kgの4段階
		酸化性液体 (過酸化水素水など)	第6類		指定数量:300Kg
28	毒物及び劇物	毒物(58成分)	毒物及び劇物取締法 第2条第1項 同法別表第1	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品及び医薬部外品以外 (同法第2条) 以下の者が取り扱うもの (令第28条第2号) 毒物劇物業者 (同法第3条第3項) 特定毒物研究者 (同法第3条の2第1項) 業務上取扱者 (同法施行令第41条) 	毒物劇物業者(登録制) :製造業者、輸入業者、販売業者 業務上取扱者 電気めつき業 金属熱処理業 毒物及び劇物運送業 (5トン車以上) しるあり防除業
		劇物(240成分)	同条第2項 同法別表第2		
28	火薬類	火薬	火薬類取締法 第2条第1項第1号		製造、販売、貯蔵はそれぞれ、許可を受けた製造施設、販売所、火薬庫で行わなければならない。 許可権者 製造:経済産業大臣 販売:知事 許可:知事
		爆薬	同法同条同項第2号		
		火工品	同法同条同項第3号		
28	高圧ガス		高圧ガス保安法 第2条	(同法第3条:適用除外) ・高圧ボイラー及びその導管内における高圧蒸気 ・鉄道車両のエヤコンディショナー内 ・船舶内、鉱業を行うための設備内 ・航空機内 ・電気工作物(発電用のもの)内 ・原子炉及びその付属施設内 ・災害の発生のおそれのないもので政令で定めるもの	製造及び貯蔵所(容積300立方メートル以上)の設置は知事の許可又は届出が必要(許可、届出の別はガス種及び容積による) 販売は、販売所ごとに知事への届出が必要

政令	危機物質	性質	根拠法令	定義	備考
28	核燃料物質及びこれによって汚染されたもの		原子力基本法 第3条第2号	次の者が所持するもの ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する事業者等 ・当該事業者等から運搬を委託された者 ・受託貯蔵者	右の事業者等(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項) 精錬事業者 加工事業者 原子炉設置者 外国原子力船運行者 使用済燃料貯蔵事業者 再処理事業者 廃棄事業者 使用者
28	核原料物質		原子力基本法 第3条第3号	低濃度又は微量で、使用の際に届出が不要なもの(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)以外のすべて	
28	放射性同位元素及びこれによって汚染されたもの		放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第2条第2項	許可届出使用者等(同法第32条)が所持するもの	
28	毒薬及び劇薬	毒薬	薬事法 第44条第1項	薬局等開設者(同法第46条第1項)が取り扱うもの	薬局等開設者(許可制) 薬局開設者 医薬品の製造業者 輸入販売業者 販売業者
		劇薬	薬事法 第44条第2項		
28	高压ガス		高压ガス保安法 第2条	電気事業法第38条第3項の電気工作物(発電用のものに限る)内	
28	生物剤及び毒素	生物剤	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律 第2条第1項	業として取り扱う者が取り扱うもの	生物剤(同法第2条第1項) 微生物 人、動物、植物の生体内に入って増殖する場合にこれらを発病、死亡、枯渇させるもの又は毒素を産出するもの
		毒素	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律 第2条第2項		毒素(同法第2条第2項) 生物によって生産される物質 人、動物、植物の生体内に入って増殖する場合にこれらを発病、死亡、枯渇させるもの 人工的に合成された物質で、その構造式がいずれかの毒素の構造式と同一であるものを含む
28 XI	毒性物質		化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 第2条第1項	次の者が所持する者 ・許可製造者(同法第7条第1項) ・許可使用者(同法第12条) ・承認輸入者(同法第15条第1項第2号) ・廃棄物義務者(同法第18条第2項) ・指定物質の製造(同法第24条第1項から第3項及び第27条)、使用(同法第26条)、輸入に関する届出をした者(同法第27条)	毒性(同法第2条第1項) 人が吸入し、又は接触した場合に、これを死に至らしめ、又はその身体の機能を一時的もしくは持続的に著しく害する性質

< 資料4 - 2 > 危険物質等取扱者に対する措置

危険物質	措置の主体	措置の対象	措置	備考
危険物 (令第28条第1号)	総務大臣	2以上の都県にわたって設置される移送取扱所において取り扱うもの	1. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限 2. 所在場所の変更又はその廃棄	
	知事	2以上の市町村にわたって設置される移送取扱所において取り扱うもの		
	市町村長	消防本部所在市町村で貯蔵及び取り扱われるもの		
毒物及び劇物 (令第28条第2号)	厚生労働大臣 一部の業者については知事	製造業者及び輸入業者が取り扱うもの	1. 取扱所の一時使用停止又は制限(全部及び一部) 2. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限 3. 所在場所の変更又はその廃棄	保健所を設置する市 さいたま市 川崎市
	知事 (店舗の所在地が保健所を設置する市にある場合は市長)	販売業者が取り扱うもの		
	厚生労働大臣 及び知事	特定毒物研究者及び業務上取り扱う者が取り扱うもの		
火薬類 (令第28条第3号)	経済産業大臣	製造業者 販売業者 消費者	製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止(火薬類取締法第45条第1号)	
		製造業者 販売業者 消費者 その他火薬を取り扱う者	製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は破棄の一時禁止又は制限(同法同条第2号)	
		所有者 占有者	火薬類の所在場所の変更又は破棄(同法同条第3号)	
		破棄した者	廃棄した火薬類の収去(同法同条第4号)	
高圧ガス (令第28条第4号)	経済産業大臣 又は知事	第一種製造者 第二種製造者 第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者 第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者 販売業者 特定高圧ガス所有者 液化石油ガス販売事業者 液化石油ガスの充てん事業者	製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所または特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止(高圧ガス保安法第39条第1号)	
		第一種製造者 第二種製造者 第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者 第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者 販売業者 特定高圧ガス所有者 液化石油ガス販売事業者 液化石油ガスの充てん事業者 その他高圧ガスを取り扱う者	製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は破棄の一時禁止又は制限(同法同条第2号)	
		高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者	破棄又は所在場所の変更(同法同条第3号)	

危険物質	措置の主体	措置の対象	措置	備考
核燃料物質 (令第28条第5号)	経済産業大臣	精錬事業者 加工事業者 使用済燃料貯蔵事業者 再処理事業者 廃棄事業者 上記の者から運搬を委託された者 上記の者(運搬を委託された者を除く)から貯蔵を委託された者	核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物による災害を防止するための必要な措置(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第3項)	
	文部科学大臣	使用者 上記の者から運搬を委託された者 上記の者(運搬を委託された者を除く)から貯蔵を委託された者		
	国土交通大臣	船舶又は航空機による運搬に係る場合 鉄道、軌道、策動、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬であって、運搬するもの以外		
核原料物質 (令第28条第6号)	文部科学大臣	下記以外	1. 取扱所の一時使用停止又は制限(全部及び一部)	
	経済産業大臣	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する精錬事業者が所持するもの	2. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限 3. 所在場所の変更又はその廃棄	
放射性同位元素及びこれによって汚染された物 (令第28条第7号)	文部科学大臣	使用者 販売業者 賃貸業者 廃棄業者 これらの者から運搬を委託された者	1. 所在場所の変更 2. 汚染の除去 3. その他放射線障害を防止するために必要な措置(放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第33条第4項)	
毒薬及び劇薬 (令第28条第8号)	厚生労働大臣	下記以外	1. 取扱所の一時使用停止又は制限(全部及び一部)	知事の処分を受けている者 薬局開設者 製造業者の一部 輸入業者の一部 販売業者
	厚生労働大臣及び知事	知事の処分を受けている者が所持するもの		
	農林水産大臣	専ら動物のために使用されることが目的とされるもの		
高圧ガス (令第28条第9号)	経済産業大臣	事業用電気工作物(発電用)内	2. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限	事業用電気工作物の根拠法令 電気事業法第38条第3項
生物剤及び毒素 (令第28条第10号)	生物剤又は毒素に係る事業を所管する大臣		3. 所在場所の変更又はその廃棄	右の事業を所管する主な大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 農林水産大臣
毒性物質(許可、届出をした者が所持するもの) (令第28条第11号)	経済産業大臣			

< 資料4 - 3 > 生活関連等施設、危険物質等の状況

生活関連等施設数(危険物質等取扱施設を除く)

平成17年9月13日現在

No.	市町村	変電所	ガス施設		水道施設		
			ガス発生・ 精製設備	ガスホル ダー	取水施設	浄水施設	配水施設
1	深谷市	3		2			
2	さいたま市	4		3	1	1	
3	川越市	1	2	5			
4	熊谷市	1		1			
5	川口市	2					
6	行田市				1	1	
7	秩父市	1	3	1			
8	所沢市			1			
9	飯能市	2	6				
10	加須市						
11	本庄市	1		2			
12	東松山市		3				
13	春日部市		1		1	1	
14	狭山市	1					
15	羽生市						
16	鴻巣市	1		1			
17	上尾市	1					
18	草加市			2			
19	越谷市	2					
20	蕨市						
21	戸田市	2					
22	入間市	2		1			
23	鳩ヶ谷市	1					
24	朝霞市	1				1	1
25	志木市	1					
26	和光市						
27	新座市	2					
28	桶川市						
29	久喜市		7	2			
30	北本市		9	3			
31	八潮市	2					
32	富士見市						
33	ふじみ野市	2					
34	三郷市	1			1	2	1
35	蓮田市						
36	坂戸市	2		4			
37	幸手市	1					
38	鶴ヶ島市	1					
39	日高市	1	8	2			
40	吉川市	2					

鉄道施設	電気通信設備		国内放送を行う放送局の無線設備	ダム	合計
	電気通信事業交換設備(固定)	電気通信事業交換設備(移動)			
		1			6
4	10	5	3		31
1	3				12
	1				3
2	4		1		9
	1				3
				4	9
	2			1	4
				1	9
					0
				1	4
	1				4
	2				5
	2				3
					0
					2
	2				3
	1				3
2	3	1			8
1					1
	1	1	1	1	6
	1				4
	1				2
2	1				6
	1				2
					0
	1				3
					0
	1				10
					12
	1				3
	1				1
	1				3
					5
					0
	1				7
				1	2
					1
					11
					2

No.	市町村	変電所	ガス施設		水道施設		
			ガス発生・ 精製設備	ガスホル ダー	取水施設	浄水施設	配水施設
41	伊奈町						
42	三芳町			1			
43	毛呂山町		2				
44	越生町						
45	滑川町						
46	嵐山町						
47	小川町						
48	ときがわ町						
49	川島町						
50	吉見町		3	1		1	
51	鳩山町						
52	横瀬町						
53	皆野町						
54	長瀬町						
55	小鹿野町	1					
56	東秩父村						
57	美里町						
58	神川町						
59	上里町	1					
60	江南町						
61	寄居町						
62	騎西町						
63	北川辺町						
64	大利根町						
65	宮代町						
66	白岡町	1					
67	菖蒲町	2					
68	栗橋町	1					
69	鷲宮町		4				
70	杉戸町						
71	松伏町						
	合計	44	48	30	4	7	2

鉄道施設	電気通信設備		国内放送を行う放送局の無線設備	ダム	合計
	電気通信事業交換設備(固定)	電気通信事業交換設備(移動)			
					0
					1
					2
					0
					0
					0
					0
			1		1
					0
					5
					0
					0
					0
					0
					1
					0
					0
				2	2
					1
					0
				1	1
					0
					0
					0
					0
					1
			2		4
					1
					4
					0
					0
12	43	7	8	12	217

- 令第28条第1号に規定する危険物の取扱施設数（深谷市消防本部管内）

平成18年3月31日現在

製造所等の別 市町村等の別	合計	製造所	貯蔵				
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所
深谷市消防本部	918	6	618	148	132	12	196

- 令第28条第1号に規定する危険物の取扱施設数（深谷市消防本部管内）

平成18年3月31日現在

製造所等の別 危険物の種別	合計	製造所	貯蔵				
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所
総計	918	6	618	148	132	12	196
第1類	1	0	1	1	0	0	0
第2類	3	0	3	3	0	0	0
第3類	2	0	2	2	0	0	0
第4類	892	5	600	130	132	12	196
第5類	3	0	3	3	0	0	0
第6類	0	0	0	0	0	0	0
混在	17	1	9	9	-	-	-

- (注) 1 本表以下に示す危険物施設数とは、完成検査済証を交付した施設数を意味する。
 2 危険物の類別とは、消防法別表の類別を示す。
 3 - は、危険物施設の定義あるいは技術基準上あり得ないものであることを示す。

所			取 扱 所						事業所
簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	
0	90	40	294	145	1	0	0	148	390

所			取 扱 所					
簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
0	90	40	294	145	1	0	0	148
0	0	-	0	-	0	0	0	0
0	0	0	0	-	0	0	0	0
0	0	-	0	-	0	0	0	0
0	90	40	287	145	1	0	0	141
0	0	-	0	-	0	0	0	0
0	0	-	0	-	0	0	0	0
-	-	0	7	-	0	0	0	7

- 令第28条第1号に規定する危険物の取扱施設数（深谷市消防本部管内）

平成18年3月31日現在

製造所等の別 数量の別	合計	製造所	貯蔵				
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所
総計	918	6	618	148	132	12	196
5倍以下	335	4	272	61	39	6	96
5倍を超え10倍以下	168	0	102	22	24	3	31
10倍を超え50倍以下	226	1	142	27	40	3	56
50倍を超え100倍以下	83	1	59	18	9	-	12
100倍を超え150倍以下	29	0	18	14	2	-	0
150倍を超え200倍以下	26	0	4	2	2	-	0
200倍を超え1000倍以下	40	0	11	0	10	-	1
1000倍を超え5000倍以下	8	0	8	4	4	-	0
5000倍を超え10000倍以下	3	0	2	0	2	-	0
10000倍を超えるもの	0	0	0	0	0	-	0

(注)1 数量の別の欄は、製造所等で貯蔵し、又は取り扱う危険物の最大数量(許可数量)を指定数量の倍数によって表したものである。

2 - は、危険物施設の定義あるいは技術基準上あり得ないものであることを示す。

所			取 扱 所					
簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
0	90	40	294	145	1	0	0	148
0	57	13	59	5	1	-	0	53
0	5	17	66	16	0	-	0	50
0	6	10	83	54	0	0	0	29
-	20	0	23	14	-	-	0	9
-	2	0	11	8	-	-	0	3
-	0	0	22	20	-	-	0	2
-	0	0	29	28	-	-	0	1
-	-	0	0	0	-	-	0	0
-	-	0	1	0	-	-	0	1
-	-	0	0	0	-	-	0	0

令第28条第2号に規定する毒物・劇物の取扱施設数

平成18年3月31日現在

保健所	担当区域	製造所	輸入業	販売所			業務上取扱者				特定毒物研究者	特定毒物使用者	合計	
				一般	農薬用品目	特定品目	電気めっき	金属熱処理	運送					
熊谷	熊谷市、深谷市、江南町、寄居町	9	1	251	147	90	14	3	3	0	0	2	9	275
川口	川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市	23	2	297	250	22	25	33	28	2	3	10	2	367
朝霞	朝霞市、志木市、和光市、新座市	4	1	140	114	20	6	8	7	1	0	1	0	154
鴻巣	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町	25	3	189	138	40	11	10	10	0	0	34	13	274
越谷	草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町	41	3	329	271	36	22	27	20	0	7	7	1	408
坂戸	飯能市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、鳩山町	4	2	116	98	18	0	2	2	0	0	2	2	128
所沢	所沢市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	26	2	261	221	28	12	13	13	0	0	12	5	319
東松山	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、東秩父村	9	0	93	65	26	2	8	7	1	0	1	0	111
秩父	秩父市、長瀨町、小鹿野町、皆野町、横瀬町	3	0	59	39	17	3	4	4	0	0	0	0	66
本庄	本庄市、美里町、神川町、上里町	8	3	71	37	33	1	4	4	0	0	1	3	90
加須	行田市、加須市、羽生市、騎西町、北川辺町、大利根町	8	3	145	77	65	3	4	3	0	1	5	11	176
春日部	春日部市、蓮田市	2	1	89	68	18	3	1	1	0	0	1	0	94
幸手	久喜市、幸手市、栗橋町、杉戸町、鷲宮町、宮代町、白岡町、葛蒲町	20	1	142	94	44	4	2	2	0	0	4	1	170
さいたま市	さいたま市	-	-	468	387	52	29	12	9	0	3	-	-	480
川越市	川越市	-	-	144	119	16	9	4	4	0	0	-	-	148
合計		182	22	2,794	2,125	525	144	135	117	4	14	80	47	3,260

各数値については平成18年3月31日現在となっているが、保健所の表記は平成18年4月1日現在(再編後)となっている。

令第28条第3号に規定する火薬類の取扱施設数(深谷市内)

平成18年3月31日現在

火薬類製造所	火薬庫	計
-	1	1

令第28条第4号に規定する高压ガスの取扱施設数(深谷市内)

平成18年3月31日現在

製造所			貯蔵所			冷凍施設	計
	1種	2種		1種	2種		
38	20	18	12	5	7	2	52

令第28条第8号に規定する毒薬・劇薬の取扱施設数

平成18年3月31日現在

保健所	担当区域	薬局	医薬品 製造所	医薬品 輸入販売業 の営業所	一般販売業			合計
					一般販売業 (小売)	卸売一般 販売業	小 計	
熊谷	熊谷市、深谷市、江南町、 寄居町	153	6	3	31	20	51	213
川口	川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ 谷市	226	9	1	98	35	133	369
朝霞	朝霞市、志木市、和光市、 新座市	111	4	1	50	14	64	180
鴻巣	鴻巣市、上尾市、桶川市、 北本市、伊奈町	168	8		58	26	84	260
越谷	草加市、越谷市、八潮市、 三郷市、吉川市、松伏町	246	8	2	99	73	172	428
坂戸	飯能市、坂戸市、鶴ヶ島市、 日高市、毛呂山町、 越生町、鳩山町	127	6	1	47	7	54	188
所沢	所沢市、狭山市、人間市、 富士見市、ふじみ野市、 三芳町	278	15	4	109	34	143	440
東松山	東松山市、滑川町、嵐山 町、小川町、ときがわ町、川 島町、吉見町、東秩父村	81	5		17	4	21	107
秩父	秩父市、長瀬町、小鹿野 町、皆野町、横瀬町	46	1		7	0	7	54
本庄	本庄市、美里町、神川町、 上里町	44	7	2	15	4	19	72
加須	行田市、加須市、羽生市、 騎西町、北川辺町、大利根 町	75	6	2	28	32	60	143
春日部	春日部市、蓮田市	109	4	1	32	14	46	160
幸手	久喜市、幸手市、栗橋町、 杉戸町、鷲宮町、宮代町、 白岡町、菟浦町	112	5		41	10	51	168
さいたま市	さいたま市	372	7	3	144	146	290	526
川越市	川越市	99	2	1	44	50	94	146
総 数		2,247	93	21	820	469	1,289	3,181

各数値については平成18年3月31日現在となっているが、保健所の表記は平成18年4月1日現在(再編後)となっている。

さいたま市及び川越市にある製造業及び輸入販売業の管轄は、それぞれ鴻巣保健所、所沢保健所となっているが、便宜的にさいたま市、川越市の欄に記入している。また、その数値は平成17年3月31日現在となっている。

その他令28条に規定するその他危険物質の取扱施設数

平成17年9月13日現在

No.	施設所在地 (市町村)	核燃料物質 使用施設	核原料物質 使用施設	放射性同位元素取 扱者	生物剤取扱所
1	深谷市			9	
2	さいたま市	3		36	2
3	川越市			11	1
4	熊谷市			10	
5	川口市	1		7	
6	行田市	1		4	
7	秩父市				
8	所沢市			8	
9	飯能市			2	
10	加須市			1	
11	本庄市			2	
12	東松山市	1	1	3	
13	春日部市			4	
14	狭山市	1		6	
15	羽生市			1	
16	鴻巣市			5	
17	上尾市			3	
18	草加市	1		7	2
19	越谷市			5	
20	蕨市			2	
21	戸田市			8	
22	入間市			3	
23	鳩ヶ谷市				
24	朝霞市			3	
25	志木市				
26	和光市	1		4	
27	新座市			2	
28	桶川市			5	
29	久喜市			1	
30	北本市			1	
31	八潮市			1	
32	富士見市				
33	ふじみ野市			3	
34	三郷市			2	
35	蓮田市			1	
36	坂戸市			3	1
37	幸手市			4	
38	鶴ヶ島市				
39	日高市			2	
40	吉川市			2	

No.	施設所在地 (市町村)	核燃料物質 使用施設	核原料物質 使用施設	放射性同位元素取 扱者	生物剤取扱所
41	伊奈町			2	
42	三芳町				
43	毛呂山町			2	
44	越生町				
45	滑川町				
46	嵐山町				
47	小川町				
48	ときがわ町				
49	川島町				
50	吉見町			1	
51	鳩山町				
52	横瀬町			1	
53	皆野町				
54	長瀨町				
55	小鹿野町				
56	東秩父村				
57	美里町			1	
58	神川町				
59	上里町				
60	寄居町				
61	騎西町			2	
62	北川辺町				
63	大利根町				
64	宮代町			1	
65	白岡町				
66	菫蒲町				
67	栗橋町				
68	鷲宮町				
69	杉戸町			1	
70	松伏町				
	合計	9	1	182	6

平成19年2月13日江南町は熊谷市と合併

<資料4 - 4> 放射性同位元素に関する国の専門機関の連絡窓口一覧

放射線物質に関する指導、助言を得ることができる機関

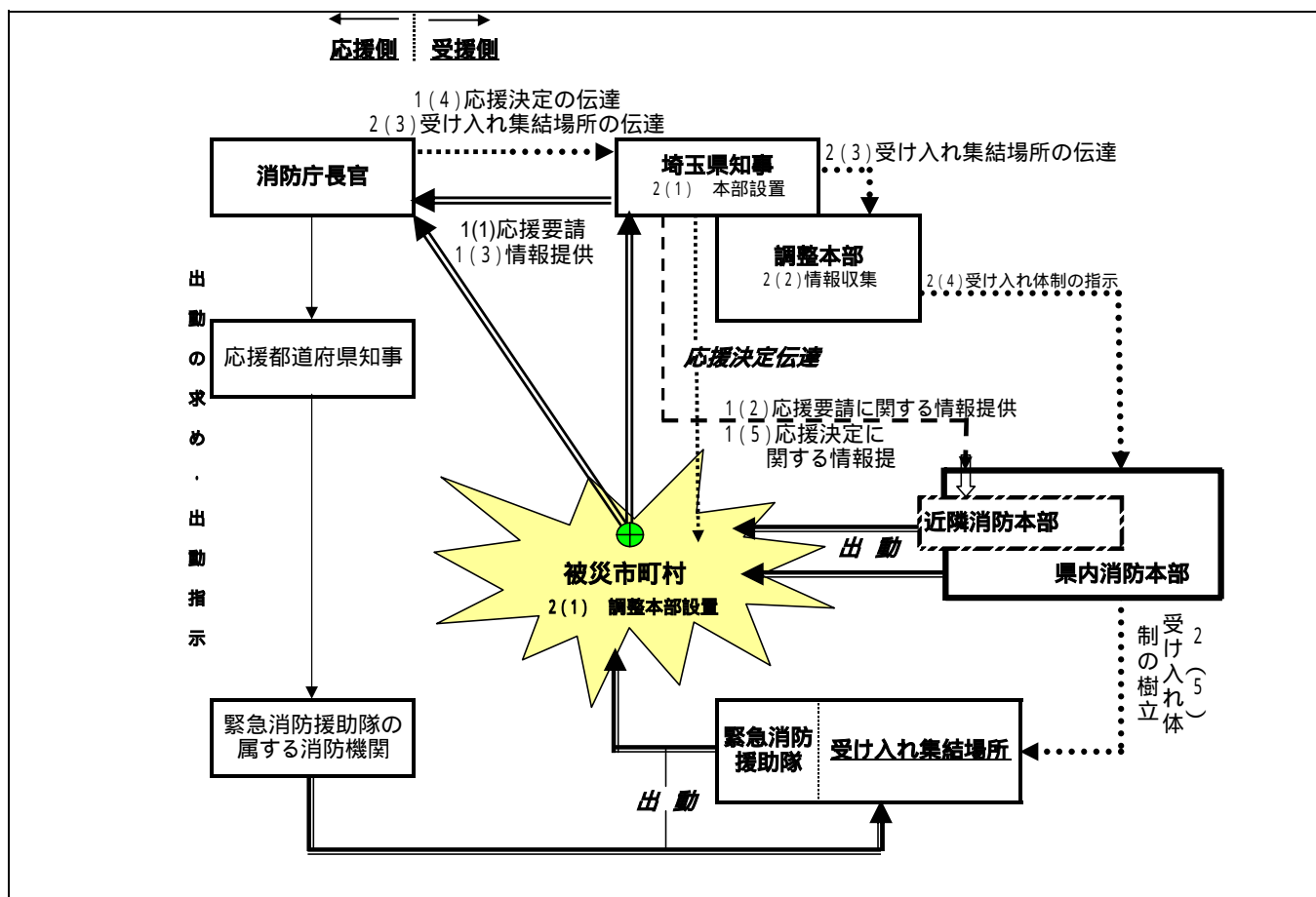
文部科学省原子力安全課 原子力規制室 電話 03(6734)4036

経済産業省原子力防災課 電話 03(3501)1637

放射線障害等に関して、助言を得ることができる機関

放射線医学総合研究所 緊急被爆医療センター 電話 043(251)2111(代)
内線555,466

<資料4 - 5> 緊急消防援助隊 受援のフロー



緊急消防援助隊受援手順

1 応援要請

(1) 応援要請

知事から消防庁長官への応援要請
(様式1-1)

被災市町村長の要請あり(通常)

被災市町村長の要請なし(緊急の場合)

被災市町村長から消防庁長官への
応援要請(知事と連絡が取れない場合)

知事への報告(様式1-2)

(2) 応援要請に関する県内消防機関への
情報提供(様式1-3)

(3) 受け入れ集合場所候補地等に関する
消防庁への情報提供

(4) 消防庁からの応援決定の伝達

(5) 応援決定に関する各消防本部への
情報提供(様式1-3)

2 受け入れ

(1) 調整本部の設置

被災市町村による設置

県による設置

(被災地が複数の市町村である場合)

(2) 緊急消防援助隊の活動地域の決定に必要な
情報の収集

・県内各消防機関、警察、自衛隊の活動状況
の収集

・被災状況の収集

(3) 消防庁からの受け入れ集結場所の伝達

(4) 消防機関への受け入れ体制の指示

・受け入れ集結場所を管轄する消防本部への
指示

・調整本部が指定する消防機関への指示

(5) 指示を受けた消防本部及び消防機関による
受け入れ体制の樹立

(6) 指示を受けた消防本部及び消防機関による
情報提供

・被災地までの到着ルート

・活動に必要な情報

< 資料 4 - 6 > 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
深 谷 市

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
 (1) 発生日時 平成 年 月 日 時 分
 (2) 発生場所 市（町村） 町 A 丁目 B 番 C 号
 （北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

5 . 条例

<資料5 - 1 >

深谷市国民保護協議会条例

平成18年6月29日
条例第264号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、深谷市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員の定数は、35人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

深谷市国民保護対策本部及び深谷市緊急対処事態対策本部に関する条例

平成18年6月29日

条例第263号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、深谷市国民保護対策本部及び深谷市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 深谷市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、深谷市国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(国民保護現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その

他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、深谷市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。